

一般社団法人 スマートウェルネスコミュニティ協議会

定 款

前文

一般社団法人スマートウェルネスコミュニティ協議会（以下「本協議会」という。）の会員は、スマートウェルネスコミュニティの実現を目指し、本定款に則り、産官学一体となって本協議会を運営するものとする。

第1章 総則

（名称）

第1条 本協議会は、一般社団法人 スマートウェルネスコミュニティ協議会 と称する。

（定義）

第2条 本定款においてスマートウェルネスコミュニティとは、全国各地域のコミュニティにおいて、健康長寿に資する総合的な情報が、健康づくり無関心層も含めた多様なニーズを持つ全国民に届けられ、自律的にニーズに合った健康づくりを選択でき、継続しやすい社会システムのことを意味する。

（主たる事務所）

第3条 本協議会は、主たる事務所を、東京都千代田区 に置く。

（目的）

第4条 本協議会は、スマートウェルネスコミュニティの実現に貢献するため、産官学一体となって、国民の自律的な健康づくりの促進および継続、意欲の増進に資する新たな社会システムや制度を設計し、新技術の開発や社会イノベーションの実現を推進する母体となることを目的とする。

（事業）

第5条 本協議会は、前条の目的を達成するため、以下の事業を行うこととする。

- (1) スマートウェルネスコミュニティに関するビジョンの策定
- (2) スマートウェルネスコミュニティ実現への推進施策・ロードマップの策定
- (3) スマートウェルネスコミュニティに関する情報収集・各種調査・研究
- (4) スマートウェルネスコミュニティに関する官民ニーズや取組の集約
- (5) 国民のヘルスリテラシーの向上に資する情報発信のためのシンポジウム、セミナーの実施
- (6) その他、本協議会の目的達成に資する事業

(公告方法)

第6条 本協議会の公告方法は、電子公告による。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 会 員

(会員)

第7条 本協議会は、スマートウェルネスコミュニティに関連し、その実現に向けた取り組みに貢献する意志のある企業、団体、個人等を会員とする。

2 本協議会は、以下の会員によって構成する。なお、団体の本会員については、その規模等によりその種別をさらに分類するものとし、分類方法等については社員総会の決議により別に定める会員規程によるものとする。

(1) 本会員 本協議会の目的に賛同し、本協議会の事業活動に参画する目的で所定の入会手続きにより入会した個人又は団体

(2) 準会員 非営利目的で運営される団体等で、理事長又は理事会の推薦を経て、社員総会に承認された団体

(3) 学会会員 学会等の学術団体であり、理事長又は理事会の推薦を経て、社員総会に承認された団体

3 会員は、原則として本邦の企業、団体、個人等とする。

4 会員は、本定款及び社員総会の決議事項を遵守しなければならない。

(入会)

第8条 本協議会の会員として、本協議会に入会を希望する企業、団体、個人等は、所定の入会申込書を事務局に提出し、理事長、副理事長の承認を得て、本協議会の会員となる。

2 前項の規定による入会申し込み後、理事長、副理事長による承認を得るまでの間は、事務局の承認を得て「仮会員」とし、本協議会の活動に出席・傍聴することができる。

(入会金及び年会費)

第9条 会員は、社員総会において別に定める会費規程に基づき、入会金及び年会費を支払わなければならない。

2 前項に定める会費のうち、本会員の年会費については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）第27条に規定する経費とする。

(退会)

第10条 退会を希望する会員は、その旨を本協議会に届け出ることにより、いつでも任意に退会することができる。ただし、やむを得ない事由がある場合を除き、1カ月以上前までに本協議会に届出なければならない。

2 前項の規定により退会した場合であっても、未払いの会費がある場合は、納入し

なければならない。

(除名)

第 11 条 会員が次のいずれかに該当するに至った場合は、総社員の半数以上であって、かつ総社員の議決権の 3 分の 2 以上の社員総会の特別決議（以下「特別決議」という）により当該会員を除名することができる。ただし、この場合、当該会員に対し、社員総会の 1 週間前までに理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本定款に違反した場合
- (2) 本協議会の名誉を傷つけ、または本協議会の目的に反する行為をした場合
- (3) その他、除名すべき正当な事由があった場合

(会員資格の喪失)

第 12 条 前 2 条の場合によるほか、次のいずれかに該当するに至った場合は、会員はその資格を喪失する。

- (1) 正当な理由なく会費を滞納し、督促後もなお 1 年以上会費の納入を怠った場合
- (2) 総社員の同意があった場合
- (3) 個人の会員が死亡し、または失踪宣告を受けた場合
- (4) 団体会員が解散した場合

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第 13 条 会員が前 3 条の規定により会員資格を喪失した場合は、本協議会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務については、これを免れることはできない。

- 2 本協議会は、会員がその資格を喪失した場合であっても、既納の会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第 3 章 社員

(社員)

第 14 条 本協議会は、本会員の中から、本会員総数の概ね 10% の社員を選任する。

(社員の選任)

第 15 条 社員は、本会員の中から、総会の決議により選任する。

- 2 その他、社員の選任に関して必要な事項は、社員総会において別に定める「社員選任規程」によるものとする。

(社員の任期)

第 16 条 社員の任期は、総会において定めた日までとする。

(社員ではない本会員による権利の行使等)

第 17 条 第 14 条、第 15 条の規定により本協議会の社員に選任されなかった本会員については、一般法人法に規定された次に掲げる本会員の権利を、社員と同様に本協議会に対して行使することができる。

- (1) 一般法人法第 14 条第 2 項の権利 (定款の閲覧等)
- (2) 一般法人法第 32 条第 2 項の権利 (社員名簿の閲覧等)
- (3) 一般法人法第 50 条第 6 項の権利 (社員の代理権証明書面等の閲覧等)
- (4) 一般法人法第 52 条第 5 項の権利 (電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等)
- (5) 一般法人法第 57 条第 4 項の権利 (社員総会の議事録の閲覧等)
- (6) 一般法人法第 129 条第 3 項の権利 (計算書類等の閲覧等)
- (7) 一般法人法第 229 条第 2 項の権利 (清算法人の貸借対照表等の閲覧等)
- (8) 一般法人法第 246 条第 3 項の権利、第 250 条第 3 項及び 256 条第 3 項の権利 (合併契約等の閲覧等)

(社員の資格の喪失)

第 18 条 社員は、第 10 条乃至第 12 条の規定により、本協議会の会員の資格を喪失した場合は、その資格を喪失する。

- 2 社員はいつでも任意に、社員を辞任することができる。ただし、やむを得ない事由がある場合を除き、1 カ月以上前までに本協議会に届出なければならない。

第 4 章 社員総会

(構成)

第 19 条 社員総会は、社員をもって構成する。

- 2 社員総会における議決権は、社員 1 名につき、1 個とする。
- 3 社員総会には、準会員、学術会員も出席することができるが、議決権は有しない。

(権限)

第 20 条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 貸借対照表及び損益計算書 (正味財産増減計算書) 並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又は本定款で定める事項

(種類)

第 21 条 本協議会の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の 2 種とする。

- 2 定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から 3 カ月以内に開催する。

- 3 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
 - (2) 総社員の議決権の5分の1以上から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(招集)

- 第22条 社員総会は、理事会決議に基づき、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第3項第2号に該当する場合は、その書面の到達した日から30日以内の日を会日とする臨時社員総会の招集通知を発しなければならない。
 - 3 社員総会を開催するときは、法令に別段の定めがある場合を除き、会日より7日前までに、開催日時、場所及び議題を記載した書面をもって、各社員に対して通知を発しなければならない。
 - 4 社員総会は、その総会において議決権を行使することができる社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(決議方法)

- 第23条 社員総会は、総社員の議決権の過半数を有する社員の出席（書面議決者及び議決委任者によるみなし出席も含む。）がなければ、議事を行い、議決することができない。
- 2 やむをえない理由のため社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決権を行使し、または他の社員を代理人として議決を委任することができる。
 - 3 前項の場合、その社員は出席したものとみなす。
 - 4 社員総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席社員の議決権の過半数をもってこれを決する。

(議長)

- 第24条 社員総会の議長は理事長が行う。ただし、理事長に事故があるときは、当該社員総会において選任された他の理事がこれを行う。

(議決、報告の省略)

- 第25条 理事又は社員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案につき、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の議決があったものとみなす。
- 2 理事が社員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことにつき、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

- 第26条 社員総会の議事については、議事録を作成し、これに議事の経過の要領及びその結果並びに法令で定める事項を記載し、議長及び議事録作成に係る職務を行った

理事が署名又は記名押印しなければならない。

第5章 役員等

(役員)

第27条 本協議会には、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上15名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事の中から理事長1名、副理事長1名を選定する。
 - 3 理事長をもって、一般法人法上の代表理事とし、副理事長をもって、一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

第28条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 法令又は定款に定める理事及び監事の員数を欠くことになる場合に備えて、社員総会の決議により補欠理事及び補欠監事を選任することができる。
- 3 前項の補欠理事及び補欠監事の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の開始の時までとする。
- 4 理事長及び副理事長は、理事会において選定する。
- 5 監事は、本協議会の理事又は使用人を兼ねる事が出来ない。

(理事の職務・権限)

第29条 理事は、理事会を構成し、法令及び本定款に定めるところにより、本協議会の業務の執行の決定に参画する。

- 2 理事長は、本協議会を代表し、本協議会の業務を総括する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、本協議会の業務を執行する。また、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その業務執行にかかる職務を執行する。

(監事の職務・権限)

第30条 監事は、次の職務を行う。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) 本協議会の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 社員総会、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。ただし、理事会において議決権は有しない。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、または法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があるときは、これを社員総会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求する

こと。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。

- (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、または著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を社員総会に報告すること。
 - (7) 理事が本協議会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、またはその行為をするおそれがある場合において、その行為によって本協議会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
 - (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協議会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第31条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、社員総会の決議によって、特定の理事につきその任期を短縮することを妨げない。
- 2 補欠又は増員により選任された理事及び第27条第2項の規定により選任された補欠理事が就任した場合の任期は、前任者又は他の在任者の任期の残存期間と同一とする。
 - 3 補欠により選任された監事及び第28条第2項の規定により選任された補欠監事が就任した場合の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(解任)

- 第32条 理事又は監事が次の一に該当するときは、社員総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、特別決議によらなければならない。
- (1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないと認められるとき。

(報酬等)

- 第33条 理事及び監事は、無報酬とする。

(損害賠償責任の免除)

- 第34条 本協議会は、一般法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、理事会の決議によって免除することができる。
- 2 本協議会は、一般法人法第115条第1項の規定により、非業務執行理事等との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。

きる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、同法第 113 条で定める最低責任限度額とする。

(アドバイザーボード)

第35条 アドバイザーボードは、その知見、専門性が本協議会の活動に有意義と認められる者で構成する。

- 2 アドバイザーボードの構成員は、社員総会が選定する。アドバイザーボードの構成員の中から1名代表者を設置することができる。加えて、アドバイザーボードの構成員のうち、その活動を主導する複数名のスーパーバイザーを設置することができる。
- 3 アドバイザーボードは、社員総会、総会、合同会、分科会等に必要に応じて参加し、本協議会の目的達成のため助言と支援を行うことができるものとする。

(オブザーバー)

第36条 本協議会にオブザーバーを置く。

- 2 オブザーバーは、厚生労働省（オブザーバー代表機関）、内閣官房、総務省、経済産業省、文部科学省、国土交通省等の各政府機関・関係公的機関とし、その参加が本協議会の活動に有意義と認められるものを理事長が委嘱する。
- 3 オブザーバーは、社員総会、総会、合同会、分科会等に必要に応じて参加し、本協議会の目的達成のため助言と支援を行うことができるものとする。

第6章 理事会

(種類)

第 37 条 本協議会の理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度に2回開催（ただし、4か月を超える間隔で開催）する。
- 3 前項の通常理事会において、理事長及び副理事長は、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 4 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 第30条第1項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき、または監事が招集したとき。

(招集)

第 38 条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第4項第3号により理事が招集する

- 場合及び前条第4項第4号後段により監事が招集する場合を除く。
- 2 前条第4項第3号による場合は、理事が、前条第4項第4号後段による場合は、監事が、理事会を招集する。
 - 3 理事長は、前条第4項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。
 - 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
 - 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(決議方法)

- 第39条 理事会の議長は、理事長が行う。ただし、理事長に事故あるときは、当該理事会において選任された他の理事がこれを行う。
- 2 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ、議事を行い、議決することができない。
 - 3 理事会の決議は、出席した理事の過半数をもって決する。
 - 4 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(決議の省略)

- 第40条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、理事の全員が当該提案につき書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該議案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすことができる。ただし、監事が当該提案につき異議を述べた場合はこの限りではない。

(報告の省略)

- 第41条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りではない。

(議事録)

- 第42条 理事会の議事については、議事録を作成し、これに議事の経過の要領及びその結果並びに法令で定める事項を記載し、議長、出席した理事長並びに出席した監事は、これに署名又は記名押印しなければならない。

第7章 総会

(総会)

- 第43条 総会は、毎年1回開催し、第7条に定める会員によって構成する。ただし、総会における議決権は本会員のみが有する。

- 2 総会は、理事長が招集し、議長となる。
- 3 理事長は次の事項を総会に報告しなければならない。
 - (1) 事業計画及び収支予算
 - (2) 事業報告及び収支決算
 - (3) その他、理事会が必要と認めた事項
- 4 定款第15条第1項の社員の承認決議は、出席本会員の過半数をもって決する。

第8章 合同会

(合同会)

第44条 本協議会は、必要に応じて合同会を一組織のみ設置することができる。合同会は社員総会の決定によって設置される。

- 2 合同会は、分科会に参加する会員の役職員等が参加し、分科会の検討結果の共有、共通する課題や方針の検討等を行う。
- 3 合同会は、リーダー1名及び副リーダー5名程度を設置し、参加会員において自主運営することとする。なお、リーダー及び副リーダーは、社員（社員が団体の場合は、その団体の取締役等の役員）及び理事より優先して選出する。

第9章 分科会

(分科会)

第45条 本協議会は必要に応じて複数の分科会を設置することができる。分科会は社員総会の決定によって設置される。

- 2 分科会は、それらの目的に対して意欲ある会員から構成される。
- 3 分科会への所属を希望する会員は、事務局に対して申請を行う。所属可否の判断は、社員総会において行うものとする。
- 4 各分科会においては、必要に応じ、社員総会の承認を得て、サブ分科会を設置することができる。
- 5 各分科会は、座長1名及び副座長5名程度を任命し、参加会員において自主運営することとする。なお、座長及び副座長は、社員（社員が団体の場合は、その団体の取締役等の役員）及び理事より優先して選出する。

第10章 中間報告会

(中間報告会)

第46条 事業年度中に、本協議会の事業活動について中間報告会を開催することとする。中間報告会は、事務局が運営を行い、合同会・分科会の代表者が中心となり活動報告を行うものとする。

第11章 事務局

(設置等)

第47条 本協議会の事務を処理するため、理事会の決議により事務局を設置することができる。

- 2 事務局には事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、本会員の中から理事会の決議により選任する。
- 4 事務局長は、庶務を担当し、事務局職員とともに理事長を補佐する。
- 5 事務局長の任期は、選任された日より1年間とする。ただし、再任は妨げない。
- 6 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

第12章 基金

(基金を引き受ける者の募集)

第48条 本協議会は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

- 2 基金の募集、割当て及び払込み等の手続きについては、理事会の決議によるものとする。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第49条 拠出された基金は、基金拠出契約に定める期日まで返還しない。

(基金の返還の手続)

第50条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事会の決定したところに従って行う。

(代替基金の積立て)

第51条 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、これを取り崩すことはできない。

(基金利息の禁止)

第52条 基金の返還に係る債権には、利息を付することができない。

第13章 計算

(事業年度)

第53条 本協議会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第54条 本協議会の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度開始日の前日までに理事長

が作成し、理事会の決議を経て、直近の社員総会及び総会に報告するものとする。

- 2 予算が成立していない期間については、理事会の決議により、予算成立の日まで前年度の予算に準じ暫定予算を構成し、収入を得又は支出することができる。

(事業報告及び決算)

第 55 条 理事長は、毎事業年度、次の書類及び附属明細書を作成して、監事の監査を受け、理事会の承認を経た後、定時社員総会に提出し、第 3 号の書類についてはその内容を報告し、第 1 号、第 2 号及び第 4 号の各書類については承認を求めなければならない。

- (1) 貸借対照表
- (2) 損益計算書 (正味財産増減計算書)
- (3) 事業報告書
- (4) 附属明細書

(剰余金の処分制限)

第 56 条 本協議会は、会員、社員、その他の者又は団体に対し、剰余金の分配を行うことはできない。

第 1 4 章 定款等変更、合併及び解散等

(定款変更)

第 57 条 本定款を変更するには、社員総会の特別決議によらなければならない。

(合併等)

第 58 条 本協議会は、社員総会の特別決議により、他の一般法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部を廃止することができる。

(解散)

第 59 条 本協議会は、一般法人法第 148 条第 1 号、第 2 号及び第 4 号乃至第 7 号に規定する事由によるほか、社員総会の特別決議により解散することができる。

(残余財産の分配)

第 60 条 本協議会が解散等により清算するとき有する残余財産は、各社員及び会員に分配しない。

- 2 前項の場合、本協議会の残余財産は、国又は地方公共団体、本協議会と類似の事業を目的とする公益社団法人又は公益財団法人、あるいは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 1 7 号イ乃至トに掲げる法人に寄付するものとする

第15章 雑 則

(定款等に定めのない事項)

第61条 本定款に定めのない事項については、すべて一般法人法及びその他法令によるものとする。

制定 2018年2月23日

改定 2018年8月 1日